

平成24年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成24年12月20日（木曜日）

---

○議事日程（第5号）

平成24年12月20日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第56号 尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第57号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第58号 尾鷲市総合保養地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第59号 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第60号 尾鷲市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第61号 尾鷲市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第62号 平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第 9 議案第63号 平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第10 議案第64号 平成24年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第11 議案第65号 平成24年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第12 議案第66号 平成24年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第13 議案第67号 尾鷲市斎場の指定管理者の指定について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第14 発議第 9号 尾鷲市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の

制定について

(提案説明、質疑、討論、採決)

○出席議員（15名）

1 番 北 村 道 生 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 端 無 徹 也 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 三 林 輝 匡 議員	6 番 神 保 美 也 議員
7 番 南 靖 久 議員	8 番 三 鬼 和 昭 議員
9 番 與 谷 公 孝 議員	10 番 大 川 真 清 議員
11 番 濱 中 佳 芳 子 議員	12 番 三 鬼 孝 之 議員
13 番 高 村 泰 徳 議員	15 番 中 垣 克 朗 議員
16 番 真 井 紀 夫 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	副 市 長
会計管理者兼出納室長	市長公室長
総務課長	財政課長
防災危機管理室長	税務課長
市民サービス課長	福祉保健課長
環境課長	商工観光推進課長
魚まち推進課長	木のまち推進課長
建設課長	
水道部長	
尾鷲総合病院事務長	尾鷲総合病院総務課長
尾鷲総合病院医事課長	
教育委員長	
教育長	教育委員会教育総務課長
教育委員会生涯学習課長	教育委員会学校教育担当調整監

監 查 委 員

監 查 委 員 事 務 局 長

○ 議 會 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長

議 事 ・ 調 查 係 長

議 事 ・ 調 查 係 書 記

[開議 午前10時00分]

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。よって、会議は成立いたしております。

ここで、昨日、中垣議員から12月11日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により、お手元に配付いたしております発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。したがって、中垣議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

次に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、4番、田中勲議員、5番、三林輝匡議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第56号「尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」から日程第13、議案第67号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」までの計12議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました12議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、真井紀夫委員長。

[16番（真井紀夫議員）登壇]

16番（真井紀夫議員） おはようございます。

私ども総務産業常任委員会へ付託されました議案第56号「尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する

条例の制定について」、議案第57号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について」、議案第58号「尾鷲市総合保養地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」、議案第61号「尾鷲市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について」、以上4議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る12月13日午前10時より、市長、副市長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました4議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 次に、生活文教常任委員会、内山鉄芳委員長。

〔2番（内山鉄芳議員）登壇〕

2番（内山鉄芳議員） それでは、御報告申し上げます。

私ども生活文教常任委員会へ付託になりました議案第59号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」、議案第60号「尾鷲市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第67号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」、以上3議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る12月14日午前10時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第59号、議案第60号及び議案第67号につきましては、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（三鬼孝之議員） 次に、予算決算常任委員会、大川真清委員長。

〔10番（大川真清議員）登壇〕

10番（大川真清議員） 私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第62号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」、議案第63号「平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第64号「平成24年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第65号「平成24年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第66号「平成24年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」、以上5議案につきまして、

委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る12月17日午前10時より、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました5議案のうち、議案第62号の1議案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、議案第63号から議案第66号の4議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告がございますので、これを許可いたします。

13番、高村泰徳議員。

〔13番（高村泰徳議員）登壇〕

13番（高村泰徳議員） 私は、議案第62号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」、反対の立場から討論させていただきます。

今回の補正予算の中で、債務負担行為補正として計上されております尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託料につきましては、期間を平成25年度から平成30年度までの6年間、限度額を12億6,000万円と定めようとするものでございますが、この限度額12億6,000万円につきましては1業者からの見積もりをそのまま計上しているものであり、執行部からの説明を聞く限り、その細部までしっかり精査されているとは到底判断できません。

地方自治法第167条の2及び尾鷲市会計規則第87条から89条による、「3人以上の者から見積書を徴さなければならない。」とあります。債務負担行為は後年度の財政負担を担保するものであり、幾ら限度額として定めようとはいえ、特に財政状態がよいとは言えない尾鷲市において、財政運営の健全化を確保する観点から、慎重な判断のもとに計上されるべきであると私は考えております。

先般の予算決算常任委員会において、執行部の説明では、今後、コンサルタントを入れて内容を詰めていくとの説明でございましたが、その後は、契約に至るまで、議会に対し最終的な仕様書が示されることなく、現在クリーンセンターの管理運営をさせていただいている業者との随意契約になるものと思われま

契約ばかりやっていたら、当市の財政はもたん。

よって、我々議員としては、現段階においてチェックし、判断する必要があります。さきに述べましたとおり、計上されている12億6,000万円の算定根拠につきましては、しっかりとした精査がなされていないものであることから、私としましては、このまま容認することはできないものであります。もっと複数の業者が参画できるような、公平公正であって、なおかつ市民に対して透明性のある契約のあり方へ変えていこうとする行政改革への取り組みに欠ける岩田市政だと思えます。

これまでの慣例を打破するぐらいの岩田市長のリーダーシップを求めて、私の反対討論といたします。御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第56号「尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第57号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第58号「尾鷲市総合保養地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第59号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第60号「尾鷲市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第61号「尾鷲市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第62号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長（三鬼孝之議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。



次に、日程第9、議案第63号「平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第64号「平成24年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第65号「平成24年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第66号「平成24年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第67号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、発議第9号「尾鷲市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

局長をして、お手元に配付の発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼孝之議員) この条例につきましては、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、尾鷲市議会議員が、議員の職責及び議会への市民の信頼に反した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について特例を定めるものでございます。

お諮りいたします。

ただいまの議題につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第14、発議第9号「尾鷲市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について」につきましては、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、発議第9号につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) 議員の皆様方、大変お疲れさまでございました。

去る12月4日の開会以来、御提案を申し上げました「尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」を初めとする各種重要案件につきましては、終始慎重に御審議

をいただき、いずれも御承認賜りまして、まことにありがとうございました。

審議の中におきまして、さまざまな御指摘、御意見等をいただきました点につきましては、今後、執行に当たり十分考慮してまいりたいと存じますので、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） 去る12月4日開会以来、長い間まことに御苦労さまでございました。

これをもって平成24年第4回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時23分〕